

### 序

明治の市区改正条例にもとづく幹線街路の整備は、幾多の社会的経済的難関に遭いながら規模縮小の修正を受けて、大正5年までの事業を以つて終了を見る=ととなった。しかし市区改正条例をもつては都市の整備は不十分のため、大正8年の第41帝国議会において、都市計画法と市街地建築物法が可決し公布された。この都市計画法により、大正10年5月13日京都市部内において東京都市計画道路が62路線103km決定され、一部事業の着手となったが、大正12年9月の大震災により、東京の都市計画街路は新しい考えで再建されることとなった。

その関東大震災から教えて、いまは8年余を至したが、当時の震災復興計画について多大の実績があったにもかかわらず、今日では数少ない文献資料に記録が残されているのみである。よつて本稿は、大正大震災による幹線街路の計画及至事業に焦点を合せて論及するものである。

### 関東大震災の概要

大正12年9月1日午前11時58分に発生した、相模湾沖を震源地とするマグニチュード7.9の地震は、とくに東京および横浜の両都市に大震災をもたらした。これを東京市内についてみるならば、家屋の倒壊による圧死者は千人内外であったにもかかわらず、95ヶ所からの火災と強風のために、37万4千戸の家屋焼失、5万8千人の死者を含む170万人の罹災市民を数えるに至つた。またこの地震による東京市の公共施設の被害も甚大のもつがあつた。そのうち道路については、亀裂の発生と崩壊、火災による崩壊が起つてゐる。橋梁については362橋が被害を受けたが、そのうち鉄橋11、木橋281が焼失してゐる。河港については護岸崩壊32ヶ所延約1800mとあり、上水道系統では浄水場ポンプの破壊をはじめ15万5千個分の給水管の焼失を受けてゐる。このほか下水道、船舶、電氣施設等の被害も大きかつた。これらの被害のうち、直接金銭的に算定出来たものは、当時の額で36.6億円であるが、このほか例えば人命の死傷、土地価格変動、失業、運輸交通の中止、印刷部券の焼失など数々の被害要素を加へれば、その額よりう大なるものに達すると想定される。

### 復興計画の成立過程と実施

当時の記録によれば復興計画の成立については7段階に分類出来ることとされている。すなわち要訣すれば、①大震災直後から帝都復興詔書の発布、②帝都復興基盤案の作成(根本方針の確立、帝都復興審議会、帝都復興院の設立)、③帝都復興院参事の審議、④帝都復興評議会審議、⑤帝都復興審議会審議、⑥オタク回帝国議会(臨時議会)決議、⑦特別都市計画委員会決議及至内閣総理大臣認可、ということになる。

復興計画の内容としては、街路、橋梁、河川運河、公園、土地区整理、中央卸売市場、上水道、下水道、地域割、防火地区、教育施設、議会事業、衛生施設、塵芥処分、電氣事業、瓦斯事業等であつた。これらの帝都復興計画が立案から実施へと移行していくことになるが、ここでいう帝都復興計画とは、東京および横浜の両都市を対象としたものである。本稿では東京の場合について、上記①-⑦の過程で街路を中心論述することとする。

①大震災が発生した時、内閣は連日時であつたが翌2日海軍大将山本權兵衛と内閣総理大臣とする新内閣が発足し、半年前まで京都市長の任にあつた後藤利平が内務大臣に任ぜられた。一方大震災による極度の惨状のため、民心の動搖が強く、遷都論が各方面で論議され世情が混乱狂怒のため、攝政宮(現在の天皇)から9月12日詔書が下された。この詔書の中で「抑モ東京ハ帝都ノ首都ニシテ政治経済ノ枢軸トナリ国民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一損不慮ノ災害ニ罹リテ今や其ノ舊形ヲ留メスト路依然トシテ我國都タレノ地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ張り舊形ヲ回復スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ図リ以テ巷衛ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス惟フニ我々良ナル国民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ラムコトヲ切望スヘシ之ヲ慶リテ朕ノ厚望ニ命シ速ニ

特殊ノ模範ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ共ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ立法ノ府ニ謀リ善画經營ヲ遺算ナキヲ期セムトス……」と述べられた。この詔書は9月15日および18日の2日間にわたる攝政官の東京市内の被災地の視察により、遷都論の終息を見ることはできず、帝都復興に因る根本方針を確立することが可能であった。このように天皇の詔書および視察の絶対的効果をもたらした。これは丁亥明治天皇が江戸を東京と改め、事実上首都としての地位を固めて行ったのと同様にしての事といえる。

②内務大臣後藤新平は9月4日帝都復興の成案を併、同月6日の閣議に「帝都復興ノ議」として提出したが、その骨子は次の通りである。「東京ハ帝国ノ首都ニシテ国家政治ノ中心、国民文化ノ淵源ナリ従テ其ノ復興ハ帝國ニ都市ノ形態回復ノ問題ニ非スシテ實ニ帝国ノ發展国民生活改善ノ極基ヲ形成スルニ在リサレバ今次ノ震災ハ帝都ヲシテ焦エト成シ其ノ慘害言フニ足ヒカルモノアリト雖モ理想的帝都建設ノ為莫ニ絶好ノ機会ナリ、此ノ機ニ際シ宜シク一大更張ヲ以テ帝都建設ノ大業ヲ踏立シカカ実現ヲ期セサルハカラス踏踏途ニ此ノ村ヲ遺セムカ国家永遠ノ悔ヲ遺ス至ルヘシ……」この主旨にもとづき、後藤新平は(1)復興に因る独立の特設官庁の設置と諸旧模範としての帝都復興計画調査会の設置、(2)復興に因る費用を以て全費の全部を支弁すること、そのための必要財源は長期の内外債によること、(3)罹災地域における土地整理策としては、罹災地域の土地を全部買収し、土地整理後に売却するに資付をすること等を提唱した。これがいわゆる4億圓計画である。しかし内閣は(1)については承認したものの(2)については事柄上決定を留保している。

政府は復興計画の審議機関として「帝都復興審議会」を官制として9月19日勅令で公布した。また復興に因る独立の特設官庁として「帝都復興庁」案が後藤新平によって主張されたが、計画の決定機関とその執行機関は分かつべきであるとする主張もあり、結局「帝都復興院」官制が9月27日公布された。このことは帝都復興院が内閣直属の一元機関になつたことを示しており、復興計画がこの帝都復興院で制定されることとなった。後藤新平は復興院総裁に任命され、大正12年10月3日新部に対し復興計画の所信を表明し、翌4日から復興計画の立案を開始し、連日臨時委員会を開催し、13億圓、17億8千500万圓、30億圓の3案が考へられた。そして10月26日の閣議に初めて復興計画の大要が後藤新平から示され、その席上東京市案、市政調査会案、内務省案(臨時計画立案及び土木局案)を考慮の上復興院案が採択されたこと、この案のうち13億圓案を以て5ヶ年事業とした旨が述べられた。このように当初の後藤新平構想は内容が縮小されたといへ、後藤新平の帝都復興の考へ方には、東京と帝国の首都として整備するという方針が貫かれていた。

③帝都復興院官制11条によって参考及び考査の設けられ、帝都復興院考査会は大正12年11月1日附置された。帝都復興院新部はこの考査会において、甲案、乙案を提示し「主要幹路ノ施設及其ノ規格、各種管造物ノ配置、建築、復興計画ノ統制及び復興事業ノ執行、復興事業費ノ負擔区分、復興事業費ノ財政計画」に因る6案件を提出した。このうち「主要幹路ノ施設及其ノ規格ニ関スル件」では次のような考査案が示されてきた。おのづから放射線、環状線の計画の必要性、主要幹路幹路の中員を15間〜20間として適宜決定したること、15間以上の街路については有軌鉄道を敷設することも可能であること、幹路幹路を相互に連絡する中員6間〜15間の街路を配置したること、路面電車については11間又は13間以上の街路中員とあることが適当であること等について考査した。しかし参考からは、街路中員は20間以上あるには必らずしも必要であることが指摘され、よく品川から千代に至る路線の一部について、中員の適否の論議がなされてきた。この主要幹路問題の審議のために、第一小委員会が設置され、この委員会において、主要幹路の規格、道路敷地として以て用いる土地の呼称、有軌鉄道の内容、電気軌道網を構成する路線の規格について審議が進められた。この審議で、有軌鉄道を配置する間隔については、主要幹路の中員は15間以上20間以下としたこと、電気軌道網を構成する路線は、11間以上と適当である旨の說明が計画局長よりなされた。第一小委員会は12回開議したが、結局委員会の決定要領としては、「主要幹路幹路ノ中員ハ15間以上30間トシ、必ズシテ一律同幅ノ規格ニ依リテ要セサルニ趣旨ニ依リテ實際ノ幹路ノ適当ニ依リテ、電車ヲ通ズル幹路ノ中員ハ13間以上ヲ原則トシ11間以下ルコトヲ得。土地ノ利用ハ已ニ差

理ノ方法ニ依ルコト。高速度鉄道、各種ノ業ノ説明ニ綜合シ之ヲ根本トシ街路ノ系統ヲ之ニ調和セシムルコト」  
等が述べた。オノ回参考会においてオノ委員長岡田啓介は、この決定要領について報告をし、各参考会からの  
承認を得るに至っている。

④帝都復興院評議会は、総裁の諮詢に応じ重要事項を調査審議することを目的として、帝都復興院官制オノ案  
によって設置されたものである。このオノ回評議会は、大正12年11月15日開会され、五部の委員会に分けられ、各  
委員会審議と3回の総会審議によって、同月26日開会された。オノ回総会において諮問オノ「一、復興計  
画区域及復興事業ノ規模ニ関スル件、二、復興計画ノ統制及復興事業ノ執行ニ関スル件、三、復興事業費ノ負擔  
区分ニ関スル件」が提出された。この三件のうち、一において街路、公園及市場、防火地区及建築助成、土地  
区画整理、港湾運河についての基本的考え方示されているが、これは参考会に提出した案と全然別個の理想案に  
近い基本計画図であったとはいへ、街路の考えオノについては、帝都復興院参考会から出された意見をほぼ尊重し  
たものになっている。この時の幹線街路の計画は甲案、乙案、別案があり、品川から銀座に至る三の輪より常盤  
線に至る中員22m~44mの道路並みに九段から兩國橋に至る中員27m~36m道路が、相互に東西南北方  
向に交差するもので、他の道路はこれに用連して計画されたものとした。すなわち「街路ノ拡張ニ就テハ特ニ  
交通幹線ノ配置ニ意ヲ用キ主要街路ノ規格ハ中員十五間乃至三十間トシ以テ幹線ノ高速度鉄道ノ敷設ニ備ヘ配スル  
ニ中員六間以上ノ街路ヲ以テシ又電気鉄道網ヲ構成スル路線ノ規格ハ十一間以上トシ地域ノ状況ト交通ノ系統ニ  
稽ヘ各路線ノ配置及規格ヲ定メトス」

また土地区画整理については、参考会報告よりもさらに明確化されたものとなっている。復興院評議会は街路地運  
河によって土地区画整理の実施が重要であることを力説しているが、井岡安尋委員から土地区画整理が交通全部に  
対して行われねば一新にもなっていないことに対する問題の指摘がなされている。結局街路、公園及市場、防火地  
区及建築助成、土地区画整理に用いる事項はオノ委員会に審議が付託された。この参考会において、高田鉄蔵委  
員から土地区画整理が早く土地収用後の残地のケリ施行することによって、範囲が小さすぎざる等の指摘が再び出  
されている。このオノ参考会は3回開かれたが、その結果14項目にわたるオノ委員会決定要領がまとめられたが、  
このうち街路についてはオノ項~オノ6項、区画整理についてはオノ12項~オノ13項において意見表明が行われたも  
のである。すなわち「街路ノ新 一、地下鉄道ハ市内ニ成ルルク多ク且ツ普遍的ニ敷設スルコト 二、道路計  
画ニ付テハ高速度鉄道建設ニ支障ナキヲ期スルコト 三、放射線環状線其他都市計画シテ決定セル路線ヲ實施ス  
ルコト 四、国ニ於テ施行スヘキ街路ニハ其ノ舗装工事ヲモ併セ施行スルコト 五、交通、防火、衛生、美觀ノ  
爲メ主要街路ノ交又点其他敷道等ニ広場ヲ設クルコト 六、地下埋設物ノ整理ヲ行フコト」……「土地区画整理  
ノ部 十二、土地区画整理ノ結果トシテ街路敷地ノ一部ハ之ヲ無償収用シ得ルニヨリ其費用ハ之ヲ防火建築補助  
費及土地区画整理費ニ充當スルコト 十三、土地利用ノ増進ヲ図リ保守衛生ニシテ支障無シカラシムルカ爲メ煙突  
区域全体に亘リ土地区画整理ヲ徹底的ニ断行スルコト但道路公園其ノ他公用ニ供スルタメ土地区画整理区域上土  
地ノ約一割ヲ無償提供セシムルコト」これらは大正12年11月21日のオノ回総会において、オノ委員長林博大評  
議員から報告がなされた解が得られた。

⑤帝都復興院審議会は、大正12年9月19日官制公布により設立されたもので、大正12年11月24日に開会された。  
この審議会に対して「オノ、帝都復興院案ノ大綱ニ関スル件 オノ二、帝都復興事業年表及財政方針ニ関スル件  
オノ三、帝都復興計画ノ統制及其ノ事業ノ執行ニ関スル件」が討議された。街路についてはオノの案件として、評  
議会でまとめられた内容に述べたものである。すなわち「オノ 街路ノ規格及路線ノ系統 都市構築  
ノ規模タル街路ニ付テハ大震災災ノ惨害ニ鑑ミ此際特ニ要スルノ要アリ及事ラ交通幹線ノ配置ニ意ヲ用ヒ之カ  
規格ハ高速度鉄道ノ敷設ニ備フル故中員ヲ十五間以上三十間トシ中員六間以上ノ街路ヲ之ニ配シ其ノ電気鉄道網  
ヲ構成スヘキ路線ノ規格ハ十一間以上トシ地域ノ状況ト交通ノ系統ヲ案シテ主要路線ノ系統及其ノ規格等大要左  
ノ如ク定メ主要街路ノ交又点諸施設等ニハ適當ナル広場ヲ設ク」そして「東京ノ都として各路線ノ幹線街路

の提案を行つてゐる。またオニオニについては、帝都復興計画を大正12年分から14年事業として完成させること、そのための公債を發行すること、および国、地方の各々が事業についての財政措置を有する方針を示してゐる。また復興計画区域内における土地区画整理組合を設立して行なわせ、耕地整理法に準じて土地区画整理を実施する旨を述べてゐる。その東京、横浜を含めた復興計画全体事業費として、凡そ7億3百万円の案を示してゐる。これらに対して、6人の委員から意見の陳述や質問が出され、特別委員会が設けられ、2回にわたる審議が行された。この委員会で、東京の都心部を以て「沿川町ヨリ本芝一丁目芝一丁目本郷町の橋和梁橋車坂町ヲ至テ三ノ輪ニ至リ、又丸根坂下ヨリ神保町内國橋ヲ至テ龜戸橋ニ至ルニ沿線道路ノ中員ニ適當ニ収縮ヲ加ヘ之ヲ承認スル」と認められ、また「市街地地割ノ整理ハ東京横浜両市ノ自治体ニ一任スヘキコト」とされ、11月27日のオニ回總會を以つて閉会してゐる。

なお大正12年12月27日大連事変發生のため、山本内閣は引責辭任となり、大正13年1月7日清浦内閣が成立し、帝都復興審議会官制は2月23日を以つて廢止されてゐる。

### ⑥オニ回帝國議會における審議

帝都復興計画案は、帝都復興予算案と復興計画法案の2案について審議されることとなった。この帝國議會は大正12年12月10日召集され、衆議院における12月13日の山本内閣総理大臣および井上大蔵大臣の演説、同月14日～15日における國務大臣の演説に対する質疑応答が行われ、15日には委員会に議案の附託が行なわれた。この衆議院の審議において、①帝都復興の組織はその権限の内容に比して余りに大き過ぎるが、②詔書に示された特殊の機関とは否否するが、③復興計画は物質万能主義にとらわれ過ぎてゐるが、④帝都復興法案は土地区画整理の事柄が多く、しかも国がこれを実施することの妥当性等について実に多くの論議が行された。一方予算委員会は12月15日より開かれ、ここでも同様意見が出され、19日に修正案決した。続いて開かれた帝都復興予算に因りて衆議院本會議において討論採決の結果、賛成多数で約1億6百万円の事業費削減と事務費の全部削除の修正案が可決された。

この復興予算案は12月20日からの貴族院本會議に上程され審議が行なわれた。この貴族院の予算委員会においても質疑が多かつたが、採決の結果衆議院修正案は可決され、本會議においても可決されることとなった。

一方オニ帝國議會は、特別都市計画法案を可決し、大正12年12月24日法律オニ号として公布施行となった。到大正13年2月1日勅令オニ号を以つて、審議機関として特別都市計画委員会官制が公布施行となり、あわせて必要な組織が設置された。さらに大正13年3月25日勅令オニ号によつて、復興局官制が公布施行となり、内務省外面となつたのである。

### ⑦特別都市計画委員会決議及至内閣総理大臣の認可

特別都市計画委員会は、大正13年2月5日オニ回總會を以つて發足したが、この委員会の決議事項は内閣総理大臣の認可を経て、内務大臣の告示により都市計画または都市計画事業として法的効果を發生することとなる。このオニ回總會において「街路ノ部」としては、沿線沿路計画及び補助線街路計画が示され、2月27日に特別委員の議決を経て2月28日のオニ回總會で決定され、3月31日の内務省告示とされた。この結果沿線沿路については53路線延長118.4kmが、また補助線街路については122路線延長138.9kmとされた。そしてこれら計画のうち、沿線街路については大正12年度～17年度に於て事業実施することとされた。この結果街路について東京では次のようなる方針が決定された。

内務大臣において施行するもの：沿線街路—中員22m以上52路線、橋梁の新設拡張—沿線沿路各に架設するもの96橋、運河改修に伴ひ新築改築するもの8橋、國施行の土地区画整理に伴ひ架設するもの1橋、区画整理沿路—新設及改修を市及び國に於て施行

府に於て施行するもの：國道及路線の改修(京浜國道、陸羽街道、千葉街道、中山道)、府道(環状線及放射線)10路線の改修、この環状線及び放射線10路線の改修は、大正10年5月決定した東京都市計画事業の

内重要なるものを選ぶ、国道4路線及び支脚橋、干住橋、干住大橋の三橋梁は、震災方の計画に従ひ、震災が着手せる工事を復興計画に移し執行する。

市長において執行するもの：区西整理地区内における区画街路、補助線街路12路線全部、橋梁については区西整理街路に架設するもの57橋、補助線街路に架設するもの129橋全部。

土地区西整理については、大正13年3月14日の市会総会において、11の区内、4町について、119千坪の施行区域が審議され原案通り決定した。また道路中員の週末満りの区西整理内街路約457kmについても審議が行なわれたが、委員会对議となり、事業年度が大正13年度〜同14年度について実施する時は原案通り決定された。しかし区画街路については、委員審議の結果大正13年3月28日の市会総会において、中員延長について一部修正の他は原案を適当とする旨の報告が行なわれ、論議の結果賛成多数により、特別委員長の報告にかかわる修正を決定したのである。

### 復興計画街路の設計方針

復興計画街路については、設計方針が順次決定されたが、その要するものを次に記す。

1. 道路中員は歩法を用ひ
2. 現存の市街区画は、特に整理の必要を認めざるもの外現状を維持すること
3. 高速度が通ずる可能性多き箇所は、街路の中員を27米以上とすること
4. 電車軌道を通ずる箇所は、中員を22米以上とすること
5. 旧郡市計画線定路線は成之を採用すること
6. 旧電車軌道免許線も亦成之を採用し既に其の用地買収済のものについては、特に之を利用する標旨意すること
7. 地下埋設物の積集を少なからしむる標旨意を拂ふこと
8. 現存街路と架設する場合に於ては、原則として左右両側に掘るの方式を採用すること
9. 現存の永久的建築物中被覆せざるものは成之を避くこと
10. 22米以下の補助線には、急曲又は急曲を余り考慮せず、成之道路を利用し架設すると同時に、幹線に對し相當系統的に配置すること
11. 街路の屈折点は、出来る限り之に交差する道路との交叉箇所を避ふこと
12. 運河、河川に沿う街路は倉庫工場等の建築に對し、其の利用を有効ならしむるため、河川の大小位置の如何により、之に相當する標、河川・街路間の敷地に對し、相當の中員を存せしむること
13. 22米以上の街路の勾配は二十五分の一以下とすること
14. 二つ以上の街路の交叉は出来る限り之を避け、已むを得ざる場合は敷線に於て交差する標にし、出来る限り小なるアラウンド等と設くるの余地を存せしむ、交通整理を容易ならしむる方法を講ずること
15. 橋梁は成之前に在る標其の位置を遷定すること
16. 大なる下水渠に接する街路を架設する場合には、之を被覆又は架設して成之街路敷地に利用すること
17. 幹線に沿う敷地の奥行は補助線に比し大なること
18. 幹線に平行する敷地の奥行は、之に直角の中より2倍乃至4倍の程度に大きなる標に道路区画割を設計すること
- 例之は道路区画割としては日本橋通り近の如きものより、橋梁通り近の如き方式を採用すること
19. 街路区画には相當の隅切を設すること
20. 橋梁には広場を設すること

また街路における車道及び歩道中員については、大正13年7月19日復興局長官決裁をもつて、次の通り決定されてゐる。

「1. 車道及歩道ノ中員ハ中員11米以上ノ街路ニ在リテハ左ノ標準ニ依ル但シ街路中員4米以上ノモノニ在リテハ各街路ニ就テ別ニ之ヲ定ムルモノトス

街路中員	車道中員	歩道各側中員	街路中員	車道中員	歩道各側中員
36米	24.0米	6.0米	18米	11.0米	3.5米
33	22.0	5.5	16	10.0	3.0
27	18.0	4.5	15	9.0	3.0
25	16.6	4.2	11	6.0	2.5
22	14.6	3.7			
20	13.0	3.5			

2. 路面電車軌道ヲ敷設スル街路ニシテ巾廣22米ノモノニ在リテハ特ニ車道巾廣ヲ16.6米、寄道各側巾廣ヲ2.7米トス

3. 地域ノ別係其他特別ノ事由アル場合ニ於テハ前ニ項ノ標準ニ依テガレトヲ得。

### 復興予算

帝都復興については、基幹となる事業は直轄国が執行し、その他は府県及び市が負担施行するという原則となつた。復興予算は、前述したように大正12年度の中47回帝国議会に於て成立したが、政府が当初提出した予算案は、総額574,816,049円であつたが、議会はこれを修正し総額468,438,849円で可決し、大正12年度から大正17年度に至る6ヶ年継続事業として執行に移した。このうち東京復興費は、総額306,628,400円、東京府、東京市への復興事業貸付金12,749,698円、東京府補助2,583,506円、東京市補助50,156,707円、東京市債利子補給17,408,274円であつた。しかし大正13年～同14年の中49議会(臨時議会)では、追加予算が可決され、国の総額は573,438,849円となつた。また事業の執行遅延のため、事業年度は1年度中其の残果昭和4年度まで事業年度が延び、事業費総額は649,059,560円となつて終了をみた。このうち東京復興費は306,987,465円、東京府への貸付金12,749,698円、東京市への貸付金51,943,526円、東京府補助2,583,506円、東京市補助147,216,707円、東京市債利子補給19,250,394円であつた。

### 結語

東京の都市は、明治の市区改正計画による道路整備が終結し、大正8年の都市計画法にもとづき、大正10年5月に決まった新しい道路計画をもとにしたものであつたが、事業の着手間も遅くして大正大震災のぼつ発のために、新しい方方で道路整備が進められ、昭和4年3月復興事業は完成をみた。この完成にあわせて昭和2年8月に決定告示された東京都市計画区域法に於ける街路事業も行はれてゐた。大正大震災の復興計画は、国家的混乱の中で進められたのであるが、各界の努力や苦勞によつて達成された諸計画は、工場の立場から大きく評価されるものである。この復興計画の事業完成後から「都市計画」という考え方が、都市整備の考え方の中で表面化して来たが、その後には第二次世界大戦と全国的主要都市が煙工化されて、再び新しい道路整備へと進んで行くことになつたのである。

### 主要参考文献

帝都復興史 第1巻～第3巻	復興新協議会	昭和5年4月28日～同年6月10日
帝都復興事業誌 (組織及び法制篇)	復興事務局	〃 6年3月25日
〃 (計画・監理・完成篇)	〃	〃 7年2月5日
〃 (工地区画整理篇)	〃	〃 6年3月31日
〃 (土木篇)	〃	〃 〃 〃
帝都復興事業について	復興局工務部	大正13年8月
東京震災録(後輯)	東京市	〃 15年3月31日
震災復興事業とその後の財政観及び所謂東京市財政計画案について	東京市総務局	昭和26年11月
東京市財政史(中巻)	東京市	〃 44年2月31日